

令和4年6月

議案説明資料

議案第93号 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

選挙管理委員会事務局

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における公費負担については、国政選挙の場合の基準により条例を制定しているところ、この度、公職選挙法施行令の改正により国政選挙の基準の限度額が最近における物価の変動等を踏まえて引き上げられたことに鑑み、本市条例を改正するもの。

第 2 改正の内容

1 選挙運動用自動車の使用の公費負担の単価の変更（第 4 条関係）

【一般運送契約以外の契約】

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額
自動車借入れ（1日当たり）	15,800円	16,100円	300円
燃 料 費（1日当たり）	7,560円	7,700円	140円

2 選挙運動用ビラ作成の公費負担の単価の変更（第 8 条関係）

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額
50,000 枚以下の場合（1枚当たり）	7円51銭	7円73銭	22銭
50,000 枚を超える場合（1枚当たり）	5円 2銭	5円18銭	16銭

3 選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の変更（第 11 条関係）

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額	
企 画 費	310,500円	316,250円	5,750円	
印 刷 費	選挙区のポスター掲示場の数 が 500 以下の場合の単価	525円 6銭	541円31銭	16円25銭
	選挙区のポスター掲示場の数 が 500 を超える場合の単価	27円50銭	28円35銭	85銭

第 3 施行期日

1 公布の日から施行する。

2 適用区分

改正後の条例は、施行日以降期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに期日を告示された選挙については、改正前の条例を適用する。

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 後
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて</p>

得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び
手続)

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙にあつては、令第132条の6第1項の表に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額
及び手続)

第11条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる

得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び
手続)

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙にあつては、令第132条の6第1項の表に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額
及び手続)

第11条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる

区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

【参考】

1 ビラ作成の公費負担の作成単価限度額(改正後)

ビラ作成の限度枚数：市議会議員選挙 8,000枚、市長選挙 70,000枚

①作成枚数が50,000枚以下の場合

7円73銭

②作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{5円18銭 \times (作成枚数 - 50,000枚) + 386,500円}{作成枚数}$$
 ※386,500円は50,000枚作成した場合の限度額

2 ポスター作成の公費負担の作成単価限度額(改正後)

ポスター作成の限度枚数：ポスター掲示場数×2

①ポスター掲示場の数が500以下の場合

$$\frac{541円31銭 \times ポスター掲示場数 + 316,250円}{ポスター掲示場数}$$
 ※316,250円は企画費

②ポスター掲示場の数が500を超える場合

$$\frac{28円35銭 \times (ポスター掲示場数 - 500) + 586,905円}{ポスター掲示場数}$$
 ※586,905円は500枚作成した場合の限度額

